

小梨地域づくり計画書 第二版

「みんなで参加！みんなで創ろう！みんなの小梨！」



令和7年5月

小梨自治振興協議会

小梨地域づくり計画書 第二版 目次

1、地域づくり計画見直しの趣旨	・・・P2
2、目指すべき方向性	・・・P2
3、小梨地域の概況	・・・P3~4
4、平成27年度版「地域づくり計画書」の振り返り	・・・P5
5、地域づくりの方向性と取組む事業	・・・P6
6、事業の運営体制の変更	・・・P7
(添付資料)	・・・P8~13

1、地域づくり計画見直しの趣旨

小梨地域では昭和 60 年代に自治会活動が活発化し、各行政区で自治会が誕生しました。その後組織間の連携や協調を図る目的で地域団体を含めて、平成 4 年に「小梨自治振興協議会（以下自治協）」が発足しました。

平成 25 年には一関市へ地域協働体として登録し地域の代表組織となり、平成 27 年更なる発展を目指してこれまでの 40 名の構成員を 98 名に増員、小梨地域をより良い地域にする為に「小梨地域づくり計画書」を作成し、地域に対する課題やあるべき将来像など、地域住民の意見を聴きながら活動を進め約 10 年が経過しました。

この間に小梨・清田小学校の千厩小学校への統合、少子高齢化・人口減少の想像を超える進行等、大きな環境の変化に直面し、地域団体の活動や体制も変化しています。

自治協としても地域課題への対策や地域づくり事業を実行するあたって見直しが必要となりました。

また当初の計画期間（平成 27 年～31 年）もすでに経過していることから、今後も小梨地域に住む皆さんが楽しく参加でき、且つ継続して活動できる組織にしていけるよう、新たな計画期間（令和 7 年度～令和 17 年度）に向けた「小梨地域づくり計画書」第二版を策定します。

2、目指すべき方向性

（1）目標

小梨の豊かな自然を生かし、地域住民が自ら地域の将来像を考え、地域のさまざまな団体と相互に連携協力し、子どもから高齢者まで一人ひとりが生きがいをもって、明るく楽しく安心して生活できる持続可能な地域社会を目標とする。

（2）地域づくりの方向性

- ◎人と人のつながりを大切に！
- ◎みんなが生き生き健康で！
- ◎声かけあって安心安全に！
- ◎こころ豊かに未来へつなごう！

（3）スローガン

「みんなで参加！みんなで創ろう！みんなの小梨！」

令和 7 年 5 月

小梨自治振興協議会 会長 三浦 俊雄

3、小梨地域の概況

小梨地域は、明治8年に北小梨村と南小梨村が合併して小梨村に、清水馬場村・金田村・熊田倉村が合併して清田村になりました。さらに、明治22年4月1日に町村制施行に伴い、小梨村と清田村が合併して新生の小梨村が発足し、現在の小梨地域になっています。

平成27年時点には、公共施設として小梨市民センター、小梨体育館、小梨市民センター清田分館、千厩みなみ交流センター、黄金山キャンプ場、千厩歯科診療所、清田テニスコート、花の駅せんまやなどがあり、教育施設は小梨小学校、清田小学校、小梨保育園があり、そのほかJAいわて平泉小梨支店、小梨郵便局、小梨駐在所がありました。

しかし、平成29年度に小梨小学校、清田小学校の2校が閉校し、令和元年JAいわて平泉小梨支店の千厩支店への統廃合、令和6年度末に小梨市民センター清田分館、千厩みなみ交流センターが廃止されました。

小梨地域では各自治会単位での活動を基礎とし、地域（南小梨、北小梨、清田）全体での活動は自治協が担い、地域づくり計画書にもとづき分野別の活動計画を4つの専門部会が企画運営してきました。

また、地域総出でにぎわう“小梨地区民祭”の開催、地域の資産である“黄金山キャンプ場”の整備、地場産品販売の“花の駅せんまや 軽トラ市”や“名のない産直”などの支援に取り組んできました。

(1) 小梨地域各区の人口推移

①人口推移

平成26年から昨年令和6年まで10年間の各区の人口推移は以下となります。

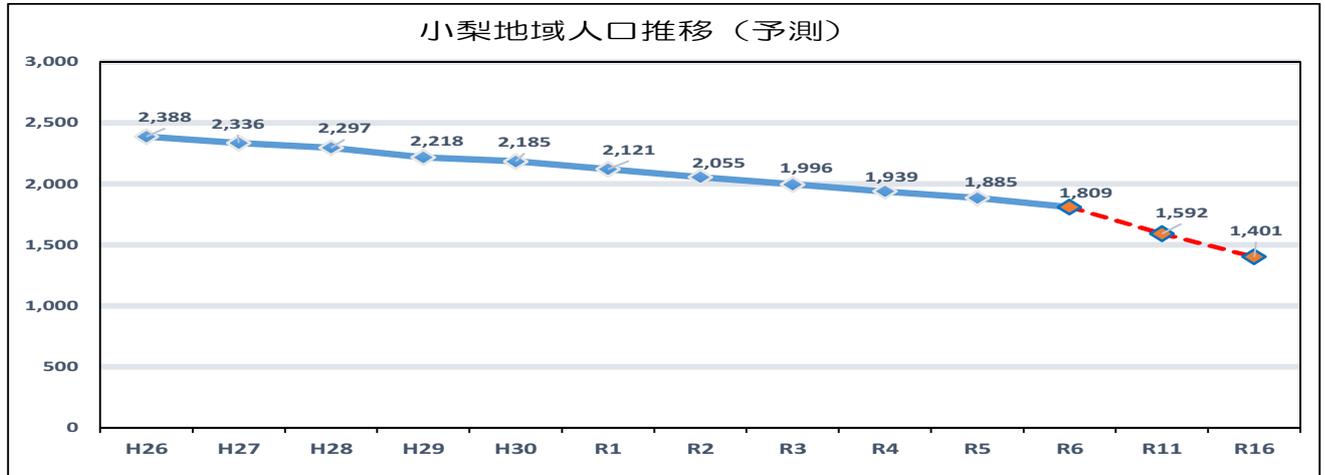
総人口は2,388人から1,809人となり579人の減となっています。

西 暦	和 歴	世帯数	6区	7区	8区	9区	10区	11区	12区	13区	合計(○)	減少率
2014年	平26	721	423	318	192	271	260	317	321	286	2,388	-
2015年	平27	717	421	305	179	264	251	315	314	287	2,336	△6.0%
2016年	平28	711	421	297	175	258	242	309	315	280	2,297	△1.7%
2017年	平29	706	413	285	168	247	238	304	308	255	2,218	△3.4%
2018年	平30	716	406	282	166	246	235	299	296	255	2,185	△1.5%
2019年	令01	712	390	281	160	239	215	295	293	248	2,121	△2.9%
2020年	令02	712	379	268	152	231	215	284	292	234	2,055	△3.1%
2021年	令03	712	369	250	140	222	214	278	293	230	1,996	△2.8%
2022年	令04	699	364	231	138	220	215	265	283	223	1,939	△2.9%
2023年	令05	697	354	226	136	216	204	256	279	214	1,885	△2.8%
2024年	令06	693 (45)	344	218	127	216 (45)	191	246	263	204	1,809	△4.0%

※参考：(○)は特別養護老人ホーム「五訓の森」入居者数です

②今後の人口推移（予測）

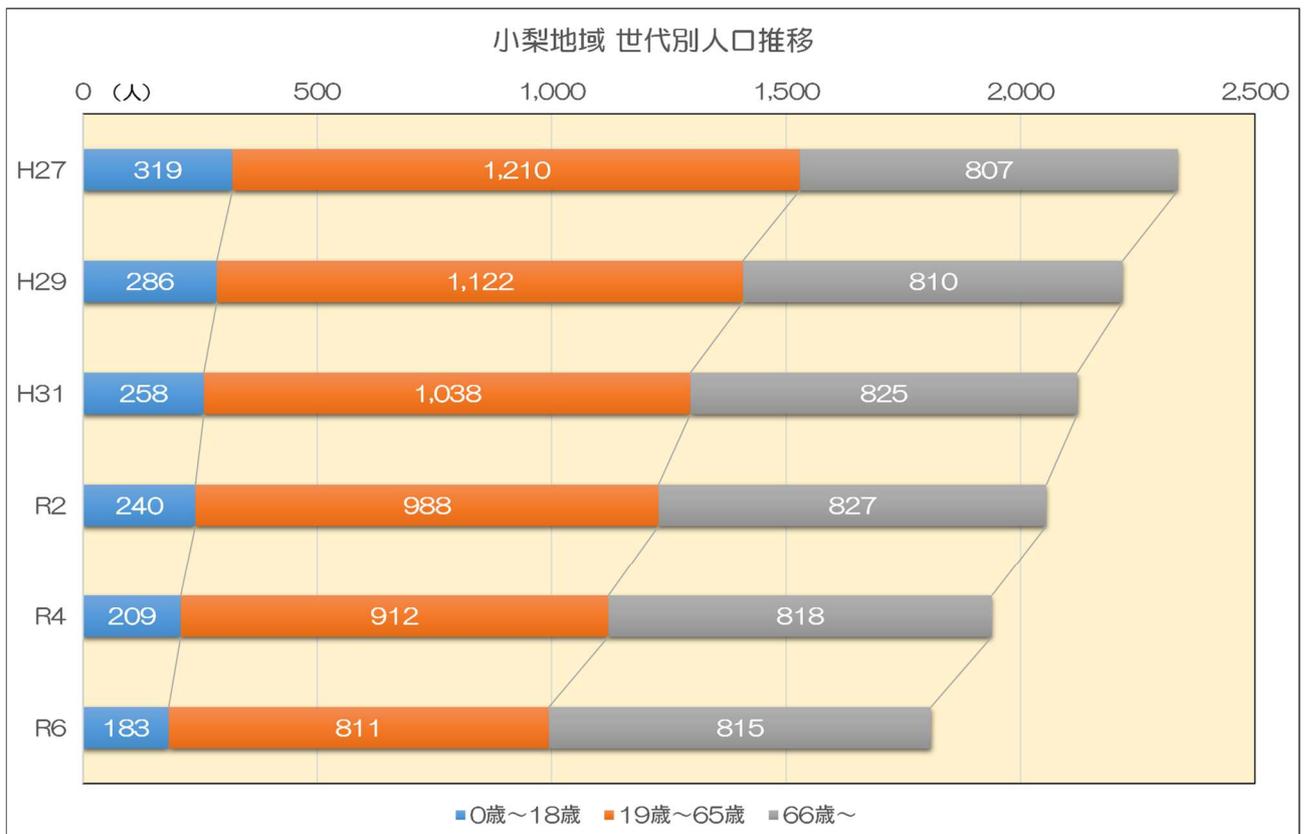
平成 26 年からの 5 年毎の減少率約△12%を予測に反映すると令和 6 年からの 10 年後、令和 16 年には 23%減の 1,401 人、現人口の 3/4 になる事が予測されます。



③世代別人口推移

若年層（0～18 歳）、生産活動層（19～65 歳）、高齢者層（66 歳～）別での平成 27 年から令和 6 年まで 2 年毎の世代別人口推移は下記となります。

急速な高齢化を支える若年層・生産活動層の減少が顕著で負担が重くなっているのが見て取れます。



4、平成27年度版「小梨地域づくり計画書」の振り返り

平成27年度版「小梨地域づくり計画書」では、地域課題解決に向け5つの分野別目標、“地域づくり”“産業振興”“教育文化”“福祉体育”“環境安全”を掲げ（地域づくりと産業振興はのちに一本化し“地域振興”に改称）、「専門部会」を組織し分野毎に活動してきました。

主な実績としては、

- ◎PALPAL交流の推進、ボランペの育成（地域づくり）
- ◎世代間交流スポレク大会の開催（地域づくり・福祉体育）
- ◎高齢者健康講座の開催（福祉体育）
- ◎地域巡回ウォーキング（福祉体育・教育文化）
- ◎小梨メール、まちづくりメール、市民センターだよりでの情報発信（地域づくり）
- ◎無人産直の設立、軽トラ市への支援（産業振興）
- ◎五訓の森、花の駅へ東屋設置を支援（産業振興）
- ◎歴史ウォーキング（教育文化・福祉体育）
- ◎各種移動研修の企画（共通）
- ◎地域の記録保存事業（教育文化）
- ◎小梨地区民祭の開催（共通）
- ◎防災マップ、交通安全マップの作成（地域づくり・環境安全）
- ◎不法投棄看板の設置、パトロール実施（環境安全）

今回、「地域づくり計画書」を見直すにあたり各自治会より推薦いただいた方々、並びにいちのせき市民活動センター、地域おこし協力隊のご協力のもと、旧地域づくり計画書やこれまでの事業を評価するワークショップを3回おこない下記提案をいただきました。

提案概要

- ◆旧計画書の取組み施策を“継続できるもの”“継続できないもの”に分別
- ◆少子高齢化・人口の減少から自治協活動の組織体制の見直しが必要
- ◆現状課題と10年後へ向けた取組むべき方向性を提案 ※添付資料に記載

以上の提案を受けて“1、地域づくり計画見直しの趣旨”にも記した通り、自治協活動が今後とも継続できる体制とする為には、これまでの「専門部会」に代わり、年度ごとに役員会で立てた活動計画を推進する「実行組織」を構成、地域から関連する団体・個人に協力を依頼する体制に変更していきます。

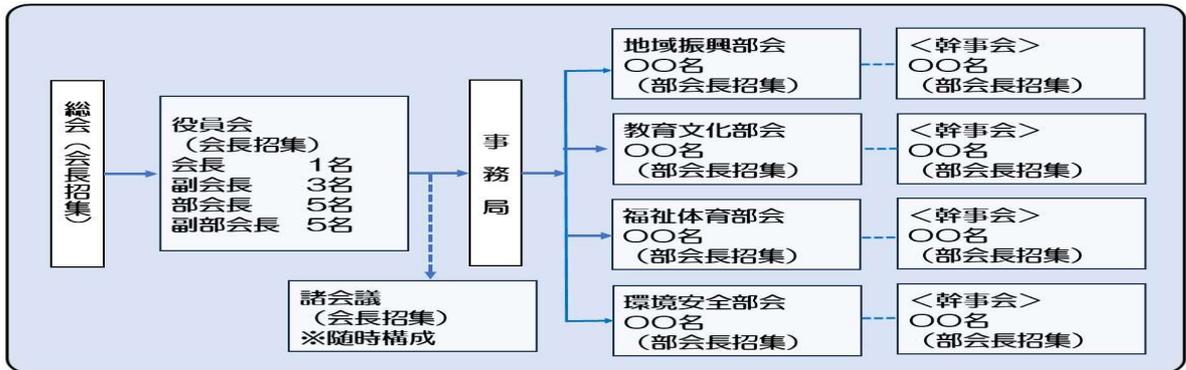
5、地域づくりの方向性と取り組む事業

	取り組む方向性	取り組む狙い	事業名（例）	関連役職・団体等
人と人のつながりを大切に！	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域交流 ◆文化事業 ◆世代間交流事業 ◆協働事業 	世代を超えて交流の場を作り、地域のつながりを深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・小梨地区民祭 ・新春のつどい ・文化講演会開催 ・教養講座開催 ・お出かけ研修 ・子ども会花火大会 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、行政区長 ・民生児童委員 ・保健推進委員 ・小梨福祉協 ・清田親交会 ・小梨振興会 ・子ども会育成会 ・生涯学習推進員 ・地域内事業者 ・文化活動団体 ・農家組合 他
みんなが生き生き健康で！	<ul style="list-style-type: none"> ◆健康増進事業 ◆敬老事業 ◆体力維持・向上事業 ◆介護予防事業 ◆地産地消事業 	健康寿命を維持しフレイル予防を進める。 安心・安全な食品を地域に提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・各スポーツ大会 ・老人スポーツ大会 ・高齢者健康講座 ・健康作りウォーキング ・敬老お祝い事業 ・手作り料理講座 ・軽トラ市支援 ・産直支援 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・小梨体育協会 ・自治会 ・老人クラブ連合会 ・民生児童委員 ・保健推進委員 ・各農業法人 ・食生活改善推進員 ・出荷者協議会 他
声かけあって安心安全に！	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境維持・保護事業 ◆防災事業 ◆交通安全事業 ◆防犯事業 	環境美化・保身に努める。 交通安全・防犯意識の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・防災マップ ・不法投棄防止 ・避難/防災訓練 ・救急講座 ・鳥獣被害防止講座 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、行政区長 ・千厩地域消防団 ・民生児童委員 ・保健推進委員 ・交通安全協会 ・防犯協会小梨分会 ・子ども会育成会 ・各農業法人 他
こころ豊かに未来へつながろう！	<ul style="list-style-type: none"> ◆青少年交流事業 ◆リーダー研修事業 ◆若者ネットワーク事業 ◆歴史・伝統継承事業 	人口減少の中でも継続し、とぎれなく世代をつなげる活動をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域巡りウォーキング ・子ども会育成会協賛 ・自治会運営勉強会 ・若者支援事業 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、行政区長 ・生涯学習推進員 ・地域有識者 ・子ども会育成会 ・文化活動団体 ・各農業法人 ・市民活動センター 他

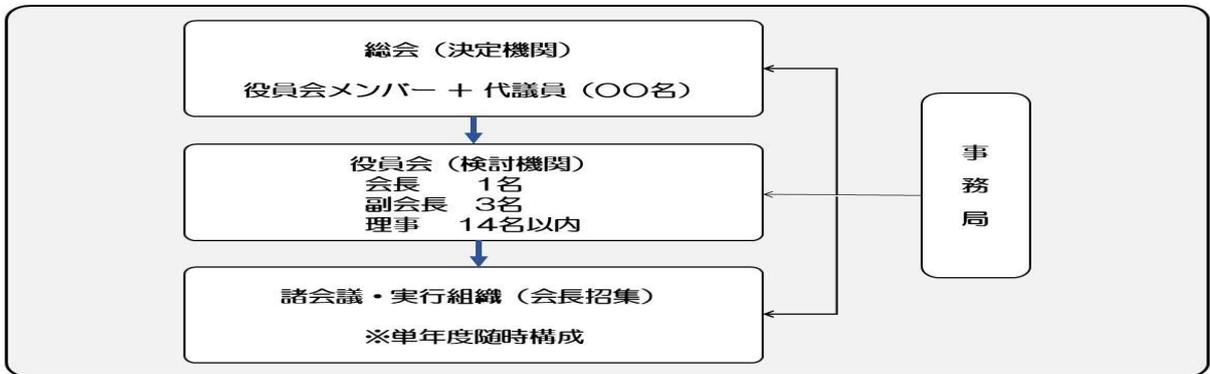
※事業に応じて関連する個人・団体へ協力を依頼

6、事業の運営体制の変更

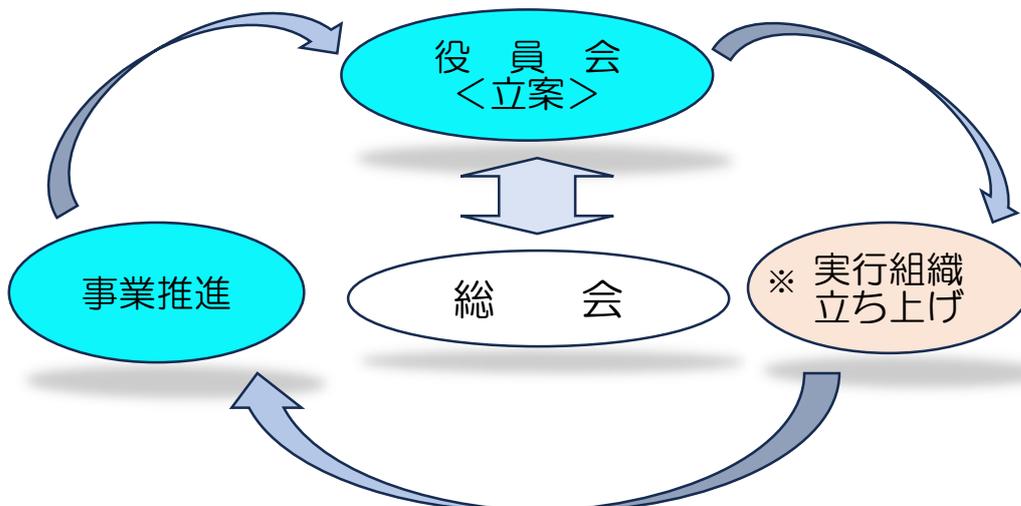
【平成27年度版運営イメージ図】



【見直し版運営イメージ図】



現状課題の改善と地域づくり活動を行うため、自治協は以下のようなサイクルで単年度計画を立案、実行組織を立ち上げて推進していきます。



※実行組織は事業に応じて団体・個人で構成する。

(添付資料) ワークショップであげられた現状課題

	現状と課題	今後 10 年間の方針(方向性)	解決の方法
(1) 若い世代の参加・世代交代	<ul style="list-style-type: none"> 地域内のつながりが希薄になっている。 子育て中の親世代が忙しく、生活サイクルが変わり関わる機会が少ない。 	若い世代にも地域のことを学んでもらい、地域とのつながりをもっていく。	交流や体験の場を提供し、地域の一員であることを実感するような取り組みをする。
	<ul style="list-style-type: none"> 地域の現状を理解、共有する手段がない 	年代をこえて集まる場を作り、地域の理解を深める力を付けていく。	
	<ul style="list-style-type: none"> 若者が集れる環境がない 	若者ネットワークを作る。	若者の地域参加を促す。
	<ul style="list-style-type: none"> 世代間の交流、世代交代が進まない。 	参加してよかったと思えるような交流や体験の場を設ける。	地域で頼られる人になるための育成をする。
	<ul style="list-style-type: none"> 人口が減っても行事や役割は減らない。 	まとめられる行事や会議は抱き合わせで行う等、事業の縮小化も視野に入れる。	住み続けられる地域を目指し、自治会と自治協が連携する。
(2) 地域資源の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> 移住者や新規就農へのフォローがない 	行政の施策を地域につなげる必要がある。	行政側から出している補助金や制度の説明をする場を設ける。
		家庭菜園や身近で出来る取組みを勉強する場が必要。	学習する機会を設け、環境などの意識啓発を高める。
(3) 子育て支援・地域教育	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが地域に馴染む仕組みがない。スポ少などが忙しく交流や体験の機会が少ない。 	仕組みを検討する場を設ける。子ども会育成会と連携し子ども・保護者・地域の交流を図る。	交流や体験の場を提供し、地域の風習などを学べるようにする
	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが参加できる行事が無くなった。 	地域で子どもを育てるという意識を醸成する。	子ども会育成会同士をつなげる場をもつ。
	<ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭への行政支援が足りない。 	自治協が出来る施策を検討する。	現状制度を調べて周知する。安心して子どもを頼めたりする環境を整え、親と子により良い環境にする。
	<ul style="list-style-type: none"> 地域と親子の交流機会が少な。 	子どもの名前を覚えるなど、知る機会を設ける	交流や体験の場を提供し、生きる力を育むような取り組みをする。
(4) 文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> 学校統合で伝統芸能の継承が途絶えている。 	意欲をもって継承してもらうように環境を整える。	行事ごとの意義や伝統芸能の意義を学習する。
	<ul style="list-style-type: none"> 地域の伝統芸能に触れる機会がない 	伝統芸能にこだわらず地域で活動している団体に参加してもらう。	地域で活動している団体・個人の活動を広報で紹介する。

	現状と課題	今後 10 年間の方針(方向性)	解決の方法
(5) 地域福祉	・ 1人暮らし高齢者、老老世帯が多い	サロンや交流事業等で参加者や自治会長からの声を吸い上げ、事業内容を住民と共有する場を設ける。	高齢者講座は小単位で進める、サロンは生きがいつくりの場。集まる機会、賑やかな場を作る。
	・ バリアフリー化が進んでいない	生活で不便がある時に相談できる場所を設ける。	バリアフリーが必要な場所は市に提言する。
	・ 高齢者が参加しやすい事業が少ない	誰でも参加できるように気軽に集まれる場を提供する。	事業も単独で行うのではなく、他の活動団体と連携する。
	・ 障がいのある方、世帯への理解が不足	市の政策や、時事ニュースを地域住民に届ける。	市の福祉部門、社協などに依頼して高齢者、障がい者への理解を進める。
(6) 健康・体育	・ 健康寿命をのばす取組みがない。	健診率の向上。運動やジムで気軽の運動できる場が必要。	食生活改善推進員を招いての講習会で高齢者への食事勉強会、軽体操やフレイル予防の活動をする。
	・ 生き生きした生活への取組みがない。	生き生きした、心の健康寿命を延ばすための場づくりが必要。	サロンなど人とつながる活動できる機会をつくる。
(7) 安全・防災	・ 高齢者ドライバーが増えている	車がなくても安心して生活できる仕組み。	デマンドタクシーの利用促進、勉強会をひらく。買い物支援の検討。移動販売の検討
	・ 気候変動による災害への備えが不足している。	災害に強い地域なので危機管理の意識が希薄。 東日本大震災で学んだことを継承し、防災組織や防災計画を周知が必要。	小梨地域に合わせた勉強会が必要。消防団や警察などとの連携を図る。
	・ 災害発生時の情報伝達・訓練が足りない。		
(8) 環境美	・ 耕作放棄地や山が荒れている	自然・環境を守っていく情報が必要。	対策についての勉強会・研修会をする。 地区の法人・団体等と連携を図る。
	・ 鳥獣被害が増えている		
	・ 外来種(雑草)が増えている。		

※ワークショップの様子



（添付資料）小梨自治振興協議会規約

小梨自治振興協議会規約

（名称）

第1条 この会の名称は、小梨自治振興協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、岩手県一関市千厩町小梨字堂ヶ崎30番地5に置く。

（目的）

第3条 協議会は、小梨市民センターが管轄する区域（以下「地区」という。）の地域づくりを活動の対象範囲とし、地区内の各種団体等の連携強化を図り、地区住民の総意に基づき、協働して自主的、主体的な地域づくり活動を展開し、地区住民の明るく住みよい地域社会の構築を目指すことを目的とする。

（事業）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議し、必要な施策を推進する。

- (1) 地区の地域づくり計画の策定並びにその実践に関する事項
- (2) 小梨市民センター及び付随施設の指定管理事業に関する事項
- (3) 地区の広報宣伝に関する事項
- (4) 各種団体等との連絡調整に関する事項
- (5) 市の行政施策に対する支援・協力・要望に関する事項
- (6) その他目的達成に必要な事項

（組織）

第5条 協議会は、地区住民及び地域住民地区内の各種団体等をもって構成する。
2 前項の各種団体等は、別に規程で定める。

（役員）

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 14名以内
- (4) 監事 2名

（役員を選任）

第7条 会長、副会長、理事及び監事は、役員会で推薦し総会において決定する。

（役員の職務）

第8条 役員の所掌任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、会務を掌握する。
- (4) 監事は、協議会の事業及び会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期が満了した後においても、後任の役員が就任するまではその職務を行う。
- 3 任期中の役員に欠員が生じた場合に補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の種類)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会、諸会議とする。

(会議の招集・構成)

第11条 総会は年1回とし、毎年5月末日までに招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は臨時に開催することができる。

- 2 役員会は、会長、副会長、理事で構成し、会長が必要と認めた場合に招集する。
- 3 諸会議は、必要に応じて組織を構成し、会長が招集する。

(会議の議長)

第12条 総会にあっては、出席者の中より選出された者、役員会及び諸会議にあっては会長がそれぞれ議長となる。

(総会)

第13条 総会は代議員制とし、代議員の数は別に規程で定める。

- 2 代議員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 総会は、代議員の委任出席も含めた過半数の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 4 総会では、次の案件を付議する。
 - (1) 規約の制定・改廃に関する事項
 - (2) 役員を選任に関する事項
 - (3) 地域づくり計画に関する事項
 - (4) 事業報告並びに収支決算に関する事項
 - (5) 事業計画並びに収支予算に関する事項
 - (6) 会費の額等に関する事項
 - (7) その他協議会の運営に関し、必要と認められる事項

(役員会)

第14条 役員会は、次の各号に掲げる事項を協議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 市民センター及び付随施設の管理・運営に関する事項
- (4) 地域づくり計画の策定に関する事項
- (5) 行政当局との案件に対する各種事項の処理に関する事項
- (6) その他、会長が必要と認める事項

(会計)

第 15 条 協議会の収入は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 会費
- ② 委託料
- ③ 交付金
- ④ 補助金
- ⑤ 寄付金
- ⑥ 基金
- ⑦ 使用料
- ⑧ その他の収入

2 前項の規定うち、会費の額、納入時期、納入方法等については総会で決する。

(会計年度)

第 16 条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第 17 条 協議会の事務を処理するために、協議会に事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長、事務局員若干名を置き、会長が任免する。
- 3 事務局長は、事務を総括する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

(顧問)

第 18 条 協議会に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、会長の要請により会議に出席して、意見を述べることができる。
- 4 前項の規定に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項については、別に定める。

(雑則)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この会の規約は、平成4年6月20日から施行する。
- 2 この会の規約は、平成9年5月20日から施行する。
- 3 この会の規約は、平成13年5月18日から施行する。
- 4 この会の規約は、平成17年8月24日から施行する。
- 5 この会の規約は、平成27年4月24日から施行する。
- 6 この会の規約は、平成29年3月29日に施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 7 この会の規約は、令和元年5月16日から施行する。
- 8 この会の規約は、令和5年5月16日から施行する。
- 9 この会の規約は、令和7年5月15日から施行する。

別表1（第5条第1項、第13条第1項関係）

各種団体等名	代議員数
各自治会長（7団体）	7名
各行政区長（8行政区）	8名
小梨振興会 会長	1名
清田親交会 会長	1名
生涯学習推進員（7名）	7名
各農家組合長（8団体）	8名
民生児童委員（8行政区）	8名
小梨体育協会 会長	1名
小梨老人クラブ連合会 会長	1名
小梨地区福祉活動推進協議会 会長	1名
東磐井地区交通安全協会小梨分会 分会長	1名
千厩地域防犯協会小梨支部 支部長	1名
千厩地域防犯協会防犯パトロール隊小梨地区隊 隊長	1名
小梨地区子供会育成会 会長	1名
清田地区子供会育成会 会長	1名
南小梨婦人会 会長	1名
一関市消防団千厩地域第2分団第4部長	1名
一関市消防団千厩地域第2分団第5部長	1名
一関市消防団千厩地域第3分団第4部長	1名
保健推進委員千厩支所理事（小梨1名、清田1名）	2名
食生活改善推進員理事（小梨2名、清田2名）	4名
黄金山農業協同組合 組合長	1名
（農）こがねファーム代表理事	1名
（農）ファーム小梨代表理事	1名
（農）たまごっこ代表理事	1名
（農）清田フレンドファーム代表理事	1名
合 計	63名

表表紙写真：第44回小梨地区民祭キッズコレクション
裏表紙写真：(上段左) 黄金山キャンプ場開きより黄金太鼓
(上段右) 農家組合対抗ソフトボール大会
(中段) 千厩地区シルバースポーツ大会
(下段左) ひな祭り 吊るし飾り展示
(下段右) 地域巡回健康ウォーキング in 清田

